

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	松川地区上津井集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=24)(以下、アンケートという。）」によれば、75歳以上は、全体の38%に上る。
また、当集落では、中心経営体となる担い手が不在であり、担い手の確保が急務となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

現在、中心経営体となる担い手が不在であるが、当集落の農地の保全については、近隣の担い手との連携・確保が必至である。このため、近隣の担い手や行政含め、担い手の参入・確保に向けて協議を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、33%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。一方で、「わからない」と回答した割合が63%あり、水稻等の営農収支が厳しい中で、後継者の呼び込みやその確保が困難な実態がある。現状では、集落内から農業の担い手を確保することは困難であり、近隣の担い手の参入に向けて、行政含めて協議の場を設置していく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、46%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。平成16年～18年に、当集落の一部の区域で、圃場整備(7.0ha)を実施している。下上津井集落では、約2kmに及ぶ用水路の管理の負担が大きい上に、老朽化により、その更新整備が必要な箇所が存在する。また、これが、当集落への担い手の参入障壁の1つになっていることから、その改善を検討していく。また、区画拡大(2反～3反規模)や暗渠排水、**用排水路の更新などにより**、営農環境の改善を図っていく。なお、当集落には、高低差の大きい畦畔の法面が存在し、その管理の省力化・軽労化を図る技術を研究していく。

■新規・特産化作物の取組方針

農地の保全の観点から、稲作を継続する。ハウス栽培については、高齢化等により、その栽培管理や労力確保が難しい現状がある。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「個別に防護柵を設置し、イノシシ等の獣の侵入防止を図る」が回答が最も多い。当集落では、イノシシ対策用の金網フェンスを設置しているが、その補強が必要な箇所があり、改善していく。電気柵の管理については、話し合いにより定めたルールの順守を徹底していく他、イノシシの侵入を防止する管理技術を研究していく。遊休農地の解消や里山にある不要木等を除去し、鳥獣の棲み処をなくす緩衝帯の設置等の対策を講じていく。また、集落内に存在する市捕獲班員との連携により、引き続き捕獲対策を強化していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が18%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が18%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」14%、と回答し、回答者の50%が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。当集落では、比較的規模の大きい農家が、農作業の補完、または、担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全してきたが、限界感がある。このため、近隣の担い手や行政含め、担い手の参入・確保に向けて協議を進める。

■その他の取組方針

アンケート調査範囲を若者や土地所有者等に拡大し、若者等の意見を反映するなど、集落の意向集約を進める。集落内の耕作者の営農規模では、農業だけでは生計がたてられない状況であり、現金収入の確保を含め、生計が立てられる営農体系の構築と**この実現に向けた、補助金等の支援制度を求めていく**。当集落において、中山間地域直接支払い制度に取り組む協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、集落内の営農活動を支えていく。当集落において、多面的機能支払交付金制度に取り組む松川環境保全組合の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、集落内の営農活動を支えていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計			0 ha		0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。